

自動車リサイクル法 解体業・破砕業許可申請の手引

平成19年3月

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

目 次

はじめに	1
申請方法	1
1 相談・申請窓口	1
2 提出方法	2
3 事務処理期限	2
申請書の作成	2
1 留意事項	2
2 提出部数	3
3 添付書類	3
4 記載例等	5
・解体業許可申請書(第1面)	6
・ " (第2・3面)	7
・事業計画書及び収支見積書	8
・事業計画書及び収支見積書(不適正保管の場合)	10
・資産に関する調書	13
・事業の用に供する施設の概要	14
・施設の写真	15
・解体作業所以外での積替保管場所	16
・施設配置図	17
・破砕業許可申請書(第1面)	19
・ " (第2・3面)	19
・事業計画書及び収支見積書	20
・事業計画書(不適正保管の場合)	22
・誓約書	25
・その他の書類の注意事項	26
許可について	27
1 許可基準	27
2 許可証の交付	27

許可後の必要手続き	28
1 更新許可の手続き	28
2 変更許可の手続き	28
3 変更の届出	28
4 廃止の届出	28

《参考資料》

解体業、処分業許可申請用チェックシート	31
産業廃棄物処理施設に係る主な関係法令相談窓口	33
産業廃棄物処理施設設置に係る関係法令チェックシート	35
解体業の許可の基準	39
破碎業の許可の基準	41
解体業者の行為義務	43
破碎業者の行為義務	45
解体業、破碎業変更届出事項・必要書類一覧	47

はじめに

この手引は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。)に基づく解体業及び破砕業の許可申請について、申請書、添付書類の作成方法等を明確にし、申請者が許可申請の事務を円滑に実施できることを目的として、作成したものです。



注意

許可申請書は事前に書類審査を受けてください。詳しくは下記相談窓口にお問い合わせください。

申請方法

1 相談・申請窓口

申請に係る相談及び申請書の受付は、県内4ヶ所の総合事務所で行っており、相談・申請を行う総合事務所は、処理施設の設置場所を管轄する総合事務所です。

鳥取県内には、政令市及び保健所設置市はありません。

更新に係る許可申請は、当初許可申請された総合事務所で行ってください。

なお、当初許可申請をされた総合事務所をお忘れになった場合は、27 ページ「解体業及び破砕業の許可証に記載の許可番号について」を参考にされるとわかります。

総合事務所名	所在地	電話番号	管轄区域
東部総合事務所	〒 680-0061 鳥取市立川町六丁目 176	0857(22)3668	鳥取市、岩美郡 八頭郡
中部総合事務所	〒 682-0802 倉吉市東巖城町 2	0858(23)3148	倉吉市、東伯郡
西部総合事務所	〒 683-0054 米子市糺町一丁目 160	0859(31)9323	米子市、境港市 西伯郡、日野郡

2 提出方法

- (1) 申請書の提出は、申請者本人、又は申請書を作成した方が持参してください。(内容が確認できない場合、受理できないことがあります。)
- (2) 郵送による申請は、更新申請以外は、原則受け付けておりません。
- (3) 提出にあたっては、あらかじめ提出先に連絡の上、来所してください。
- (4) 更新許可申請は、許可期限の2ヶ月前を目安としてください。

3 事務処理期限

申請書が受け付けられてから、許可等の処分がなされるまでの標準的な事務処理期限(審査期間)は、次のとおりです。(審査内容によっては、下記の期間より長くなる場合があります。)

許可区分	新規	変更	更新
解体業	51		51
破砕業	51	51	51

申請書の作成

1 留意事項

- (1) 申請書及び添付書類については、申請窓口において配布しております。(申請書及び県指定様式は、県ホームページ(URL:<http://www.pref.tottori.jp/>) の循環型社会推進課のホームページからダウンロードできます。)
- (2) 添付書類は、A4 版の大きさとしてください。なお、登記簿・住民票等大きさの決まっているもの、図面等で A4 版であると内容が判別できない場合は、A4 版以外の大きさの用紙でも構いません。
- (3) 記入に当たって、色分けを行う場合は蛍光ペンは使用せず、色鉛筆等長期間保存しても色が消えないもので記入してください。
- (4) 申請書及び添付書類の綴り込みは、「3 添付書類」に従って並べ、左側に二穴パンチで穴を開け、ひも綴じしてください。(テープ、ファイル、ステーブラ等では綴じないでください。)
- (5) 印鑑は、実印を使用するものとし、記載事項を訂正した場合は、必ず訂正印を押印してください。(印鑑証明の添付は不要。)
- (6) 申請書の記載に当たっては、「4 記載例」を参考に記載してください。
- (7) 提出前には、=ページ「申請書・添付書類チェックシート」により、記載内容を必ず確認し、誤記入、記入漏れ、必要添付書類の未添付がないようにしてください。
- (8) 許可申請書手数料は、鳥取県収入証紙で納入することとなりますが、申請書が受け付けられることを確認した後、購入してください。
なお、手数料額は、申請窓口において確認してください。

2 提出部数

許可区分	新規		変更		更新	
	正本	副本	正本	副本	正本	副本
解体業	1	1			1	1
破砕業	1	1	1	1	1	1

1) 正本とは：

公的機関で発行している書類については、発行書類そのもの。
 以外で原本を添付できる書類については、原本そのもの。
 以外で原本を添付できない書類については、コピーしたもの。

2) 副本とは： 正本をコピーしたもの。

3) 副本の 1 部は、許可又は不許可の処分を行った際に返却します。

3 添付書類

- (1) 各申請書に必要な添付書類は、5 ページ「申請書・添付書類一覧表」のとおりです。
- (2) 県指定様式については、所用の事項が全て記載されていれば類似様式、他県の様式であっても差し支えありません。
- (3) 添付書類を綴り込む順番は、申請書・添付書類一覧表の 1 から順に綴り込んでください。(申請書の次に 2、 3・・・と添付書類がくるようにしてください。)
- (4) 各分類の最初の書類には、インデックスを貼付し、インデックスには「分類」欄に記載している内容を記入してください。
- (5) 次の場合、添付書類の訂正、追加提出を求める場合があります。この場合、必要となる書類の提出は、総合事務所の担当者がお知らせします。
 - ・添付書類の不備
 - ・申請書及び添付書類だけでは許可基準に適合しているかどうか判断できない場合
- (6) 次表の許可申請を同時に行う場合、次表右欄の書類のうち各申請書に共通するものは、各申請書のうちひとつに添付されていれば、他の申請書については、省略しても差し支えありません。ただし、省略する場合は、省略した申請書に、省略する添付書類の標題と原本がどの申請書に添付してあるかを記載した書類を添付してください。

許可区分	添付書類
解体業 破砕業	「申請書・添付書類一覧表」のうち、次の書類 9～11：土地関係の書類 12：標準作業書(解体業及び破砕業を兼ねたものに限る) 13～14：会社関係の書類 15～20：住民票等の書類 21～27：財務の書類

(7) 次の添付書類は、許可更新、変更許可に係る申請において、その内容に変更がない場合に限り、省略することが出来ます。ただし、省略する場合は、省略する添付書類の標題と省略の理由を記載した書類を添付してください。

「申請書・添付書類一覧表」のうち、

・ 5～8：施設関係の書類

・ 9～11：土地関係の書類

(8) 既に産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設を事業の用に供する施設として使用する場合は、申請書・添付書類一覧の 7～8 の添付は必要ありません。

【解体業・破砕業許可申請書・添付書類一覧】

分類	提出書類	申請者の別	
		個人	法人
申請書	1 解体業・破砕業許可申請書(第1面～第3面)		
誓約書	2 誓約書		
事業計画	3 事業計画書		
	4 収支見積書		
施設関係	5 事業の用に供する施設の概要書		
	6 施設付近の見取図		
	7 施設の配置図		
	8 施設・建屋の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書		
土地関係	9 不動産登記法第17条規定の地図又は公図		
	10 土地、建屋の登記事項証明書		
	11 土地、施設、建屋の使用承諾書		
維持管理	12 標準作業書		注1
会社関係	13 定款又は寄付行為	-	
	14 申請法人の登記事項証明書	-	
住民票等	15 申請者の住民票、登記事項証明書、外国人登録証明書(外国人の場合)		-
	16 法定代理人の住民票、登記事項証明書、外国人登録証明書(外国人の場合):申請者が未成年の場合		-
	17 役員の住民票、登記事項証明書、外国人登録証明書(外国人の場合)	-	
	18 株主等の住民票、登記事項証明書、外国人登録証明書(外国人の場合)	-	
	19 株主等の登記事項証明書	-	
	20 使用人の住民票、登記事項証明書、外国人登録証明書(外国人の場合)	-	
財務	21 法人税の納税証明書:直前3年の各事業年度分	-	注2
	22 貸借対照表:直前3年の各事業年度分	-	注2
	23 損益計算書:直前3年の各事業年度分	-	注2
	24 確定申告書(写):直前3年の各事業年度分	注2	-
	25 確定申告書の「所得の金額に関する明細書」:直前3年の各事業年度分	注2	-
	26 所得税の納税証明書:直前3年分	注2	-
	27 資産調書	注2	-

記号の意味: 法定書類(指定様式あり:申請書以外は本県指定様式)、 法定書類(指定様式なし)、 法定外の本県独自の添付書類(指定様式あり)、 法定外の本県独自の添付書類(指定様式なし)

注1:標準作業書の記載事項を申請書に記載できない場合は標準作業書の写しを添付してください。

注2:詳細事業計画書・収支見積書(様式2-1～2-3)及び財務に関する書類は、業を継続することが明らかに困難でないかどうかを判定するためであり、通常の事業者は不要です。使用済自動車等を保管の上限を超えて大量に保管している事業者のみ添付してください。

4 記載例等

申請書・添付書類の記載に当たっては、記載例・作成例(新たに解体業、破砕業の許可を取得する場合としております。)を参考に記載してください。

なお、記載例は申請書、本県指定様式への記入方法を示したものであり、作成例はあくまでも一例です。

様式第五号(第五十五条関係) (第1面)

記載例

解体業許可申請書

平成 年 月 日

鳥取県知事 殿

申請者
住 所 鳥取県鳥取市東町 丁目 番地
氏 名 商会株式会社
代表取締役 鳥 吉
電話番号 0857 - -

代表者
之印

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可を申請します。

申請時に、申請窓口で記入してください。

法人は法人登記簿謄本、個人は住民票の写しのとおりに記載してください。

事業所の名称及び所在地

名 称	商会株式会社 工場
所在地	〒680-0001 鳥取県鳥取市 町 丁目 番地 TEL 0857- -

・本県内に複数の事業所がある場合は、全て記載してください。
・事業所ごとに全て記載することとし、当該欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、事業の用に供する施設の概要(別紙1-1)を添付してください。

事業の用に供する施設の概要	別紙のとおり
---------------	--------

他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号、(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	鳥根県	20323001001(解体業)

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	鳥取県	1001001001(中間処理)

・本県内に複数の積替え・保管場所を有する場合、全て記載してください。

解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	1. 商会株式会社廃車置場 鳥取市 町 丁目 番地 2. 商会株式会社米子廃車センター 米子市 町 丁目 番地
---	--

記載例

(第2面)

役員の名簿に記載する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
鳥吉	代表取締役	鳥取県鳥取市東町 丁目 番地
鳥子	取締役	鳥取県鳥取市東町
鳥男	取締役	鳥取県鳥取市東町
倉米	監査役	鳥取県鳥取市東町

ふりがなの記載漏れがないように注意してください。

当該欄に全て記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

住民票、法人の登記簿謄本のとおりに記載してください。

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

次の者がいる場合は、記載してください。
 ・本店又は支店の代表者(商人以外の者は、主たる事務所又は従たる事務所)
 ・継続的に業務を行うことが出来る施設を有する場所で、業に係る契約の締結権原を有する者

法定代理人の氏名及び住所(未成年者である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。)

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数又は出資の金額
鳥吉	鳥取県鳥取市東町 丁目 番地	100株
鳥子	鳥取県鳥取市東町 丁目 番地	50株
鳥男	鳥取県鳥取市東町 丁目 番地	50株

(第3面)

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管方法	保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。積み重ねる場合は整然と行う。事故車等油漏出のおそれがある場合は油を抜き取る。
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	解体作業場(もしくは燃料採取場所)で実施する。漏出した廃油等は作業場に設置したためすで回収する。場内排水終末に油水分離装置を設置する。
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。)	解体作業及び指定回収物品、事前回収物品は作業手順書により実施する。 簡潔に記載してください。
油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)	油水分離装置及びためますは定期的に清掃を行い、適切に管理する。
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理の方法	産業廃棄物保管場所に一時保管し、許可業者に委託して処分する。
使用済自動車及び解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	保管場所を設け、油等の漏出がないよう適切に保管する。
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車輛で飛散流出のないよう廃棄物処理基準を遵守して運搬する。運搬を委託する場合は廃棄物処理法の許可業者に委託する。
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を行い、破損等がある場合は直ちに補修し、適切に管理する。
火災予防上の措置	燃料採取場所及び燃料保管場所は火気厳禁とする。消火器を設置する。
手数料欄	

備考

- 1 印の欄は記入しないこと。
- 2 印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の名簿及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

【解体業】

事業計画書及び収支見積書

平成 年 月 日作成

1 - 1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。）

引取業者及びフロン類回収業者（自動車等）から引取った使用済自動車（乗用車及び大型車を解体し、有用部品（エンジン、ドア、バンパー）を回収し、中古部品業者及び金属商等に売却する。解体作業に伴い発生した廃プラスチック類については産業廃棄物処理業者に委託し処理する。解体自動車は株式会社 商事（破砕業者）に引渡す。各作業は別添フローのとおり

申請する事業計画を簡潔明瞭に記載してください。

業務時間	8時～17時	従業員数	5人	休業日	日曜日・祝祭日
------	--------	------	----	-----	---------

1 - 2 使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	14年度実績 (3年前)	15年度実績 (2年前)	16年度実績 (1年前)	許可取得後の年間計画
引取台数	480台	510台	500台	700台
主な引取先	×販売(株) 自工(株)	×販売(株) 自工(株)	×販売(株) 自工(株)	×販売(株) 自工(株)

1 - 3 解体実績（乗用車）

年 度	14年度実績 (3年前)	15年度実績 (2年前)	16年度実績 (1年前)
年間処理実績	490台	500台	500台
年間稼動日数	280日	280日	280日
平均処理実績	1.8台/日	1.8台/日	1.8台/日

1 - 4 解体能力

1日当処理能力	稼動予定日数	年間処理能力
3台/日	280日	840台

1 - 5 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	50台 (台)	保管量の上限	50台 (30台)
現在の保管量	80台 (台)	現在の保管量	250台 (100台)

事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で()に記入すること。

1 - 6 年間収支見積書

記載例

項 目		前年度(平成 年) (決算月: 月)		今年度の見込み (決算月: 月)	
		年度計(千円)	1台当(円)	年度計(千円)	1台当(円)
売上高(全体)	ア (総売上収入)	16,000	32,000	32,450	41,603
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)	-2,500	-5,000	-1,400	-2,000
その他の経費	ウ	16,575	33,150	19,685	25,237
うち廃棄物処理経費	エ	750	1,500	1,170	1,500
営業収益	オ = ア - イ - ウ	1,925	3,850	14,165	18,365
営業外損益	カ	-600	-1,200	-679	-970
経常利益	キ = オ + カ	1,325	2,650	13,486	17,395
使用済自動車等年間引取台数		500 台		700 台	
使用済自動車等年間処理台数		500 台		780 台	

引取料、処分料を徴収した場合は「-」で記入してください。

「損」の場合はマイナスで、「益」の場合はプラスで記載してください。

「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

(参考)

(千円)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高)	5,000	4,000

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 使用済自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。

事業計画書及び収支見積書

平成 年 月 日作成

2 - 1 不適正に大量に保管している解体自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類(全て記載)(注)	使用済自動車(80台) 解体自動車(250台) 廃バッテリー(1000個) 廃タイヤ(2000本)
自動車以外の廃棄物がある場合は、全て記載すること。	
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	使用済自動車は自社で解体する。 解体自動車は所有するユニック車で破砕業者に搬出し、有価物として売却する。 廃バッテリーは、リサイクルルートに載せ再生業者に引渡す。 廃タイヤは参産業廃棄物として委託処理する。
搬出先の所在地及び名称	解体自動車: 金属株(市町丁目) 廃バッテリー: 精錬株(市×町) 廃タイヤ: セメント株 工場(市町)
搬出先での処理の方法	解体自動車:破砕処理(金属株) 廃バッテリー:中和、溶融(資源化)(精錬株) 廃タイヤ:焼却、燃料(セメント株)
年間搬出予定量(種類別)	解体自動車:250台/年(保管分、月20台) 廃バッテリー:1000個/年(保管分) 廃タイヤ:2000本/年(保管分)
過去1年間の年間搬出実績(種類別)	解体自動車:30台/月、400台/年 廃バッテリー:300個/年 廃タイヤ:1000本/年
改善完了予定年月日	平成18年3月31日
改善に係る予定費用	搬出費用 万円 処分費用 万円 販売費用 万円 計 万円 予定費用と資金の調達額は同額とすること。
改善にかかる資金の調達先	自己資金 万円 銀行からの借入れ 万円 農協からの借入れ 万円 計 万円

(注)使用済自動車、解体自動車以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

【解体業】

記載例

2 - 2 詳細収支見積書（許可取得後1年間）

(1) 総括表

		単 位	
自動車解体業による利益	(2)表ア	千円	11,300
保管解体済自動車に係る処分費用	(2)表イ	千円	- 2,200
差引		千円	13,550
差引がマイナスの場合の対応			
(上記が借入金の場合の借入先)			

処分費を支払って引渡している場合を想定。売却の場合
はマイナス。

(2) 収益の計算表

		単 位	
有用部品売却益(1台当平均)	A	円	23,000
使用済自動車等引取料金収入(1台当平均)	B	円	5,000
解体自動車等処分費(1台当平均)	C	円	- 9,000
解体作業工賃及び管理費(1台当平均)	C	円	22,000
新規引取・使用済自動車年間処理台数	D	台	700
新規引取・使用済自動車当利益	$E = (A + B - C - C) \times D$	千円	10,500
保管使用済自動車年間処理台数	F	台	80
保管使用済自動車等利益	$G = (A - C - C) \times F$	千円	800
自動車解体業による利益	$H = E + G$	千円	11,300
保管解体済自動車年間処理台数	I	台	250
保管解体済自動車に係る処分費用	$J = C \times I$	千円	- 2,250

処分費を徴収して引取
っている場合を想定。

(3) 単価(1台当平均)の算出方法

有用部品売却益	(2)のAへ	円	昨年度実績 23,000円/台
使用済自動車等引取料金	(2)のBへ(注1)	円	昨年度実績 5,000円/台
解体自動車処分費	(2)のCへ(注2)	円	売却単価 15,000円/t × 0.6t/台 = 9,000円/台
解体作業工賃及び管理費	(2)のCへ	円	前年度計 11,000千円/500台 = 22,000円/台

- (注) 1 処分料を徴収して引取っている場合を想定。なお、購入している場合はマイナスで計上する。
 2 処分費を支払って引渡している場合を想定。なお、売却している場合はマイナスで計上する。
 3 過去直近3年間の決算書(個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書)を添付する。

【解体業】

2 - 2 詳細収支見積書（つづき）

詳細収支見積書附表

収入	項目	直近期の実績 (千円)	単 価		主な引取先、引渡先又は売却先	備 考
				単 位		
	有用物売却収入	11,500	23,000	円/台	金属(株)	
	エンジン	10,000	20,000	円/台	パーツ(株)	
	バンパー	850	1,700	円/台	パーツ(株)	
	ドア	550	1,100	円/台	パーツ(株)	
	:	50	100	円/台	:	
	:	50	100	円/台	:	
	エアバッグ類回収料金	750	1,500	円/台		前年引渡台数 台
	解体自動車売却収入(注)	4,500	9,000	円/台	金属(株)	前年輸送台数 台
	使用済自動車処分手数料(注)	2,500	5,000	円/台	販売(株) 自工(株)	前年受託実績 台
支出	使用済自動車引取費用(注)					前年引取台数 台
	廃棄物処分委託手数料(計)	755	1,510	円/台		
	鉛蓄電池	0	0		精錬(株)	
	タイヤ	0	0		セメント(株)	
	廃油	150	25,000	円/ m3	環境(株)	
	廃液	105	35,000	円/ m3	環境(株)	
	蛍光管					
	解体自動車(廃車ガラ)(注)					
	廃部品	500	1,000	円/台	金属(株)	
	:					
	:					
	その他の廃棄物					

- (注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。
 2 直近年について作成すること。
 3 使用済自動車を引取業者等から処分委託手数料を徴収して引取っている場合は収入欄に、使用済自動車を買取っている場合は支出欄に記載すること。
 4 解体自動車を破砕業者に売却している場合は収入欄に、破砕業者に処分費を支払っている場合は支出欄に記載すること。

2 - 3 資産に関する調書

資産の種別	内 容	数 量	価格・金額(千円)
現金預金	銀行		60,000
有価証券			
未収入金	金属(株)		30,000
売掛金	パーツ(株)		15,000
受取手形			
土地	事務所、倉庫、作業所		30,000
建物	ギロチン、シャー、プレス機		160,000
備品	運搬車輛		10,000
車輛			
その他			
資 産 計			305,000
資産の種別	内 容	数 量	価格・金額(千円)
長期借入金	銀行		100,000
短期借入金			
未払金	解体(株)		10,000
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			110,000

(注) 前年度の決算書(貸借対照表を含む)を添付する場合は、作成不要。

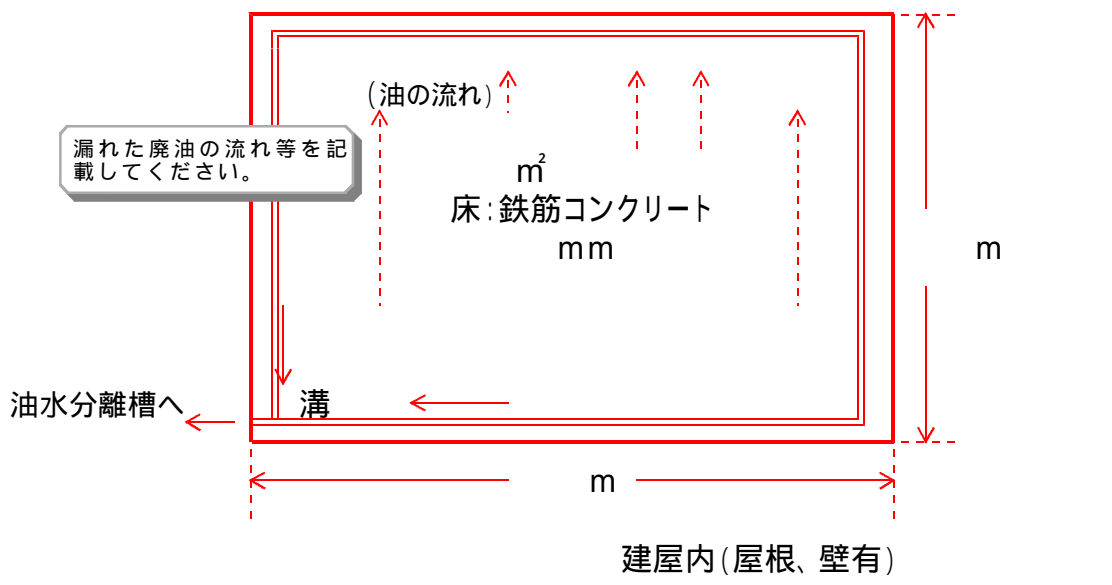
記載例

事業の用に供する施設の概要書

事業所の名称及び所在地		
名 称	解体株式会社 工場	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; font-size: small;">複数に分筆された土地を使用する場合は全ての地番を記載してください。</div>
所 在 地	〒680-0001 市 町 丁目 番地、 番地、 番地 0857 - -	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; font-size: small;">施設名、配置図に対応した番号、面積・保管容器等の能力を記載してください。</div>
付近の見取図及び配置図	別紙のとおり	
施 設 名	番号等	規 格 ・ 能 力 等
解体作業場(兼燃料採取場所)	1	m ² 、床面:鉄筋コンクリート mm、 建屋内、壁有
使用済自動車保管場所	2	m ² 、床面:土
解体自動車保管場所	3	m ² 、床面:土
廃バッテリー保管施設	4	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; font-size: small;">面積、床面の状況等記載してください。</div>
廃油保管施設	5	ドラム缶
廃液保管施設	6	ドラム缶
エアバッグ類保管施設	7	
廃タイヤ保管施設	8	m ²
部品保管施設	9	m ² 、床面:鉄筋コンクリート mm、 建屋内、壁有
ニブラ	10	会社製AZ -
油水分離槽	11	1基(3槽)、 m × m × m

- (注) 1 付近の見取図及び場内の配置図を添付してください。
 2 保管場所は写真及び保管上限の計算書を添付してください。
 3 解体作業場、燃料採取場所及び部品保管場所は構造図及び写真を添付してください。
 4 油水分離槽は構造図及び写真を添付してください。
 5 ニブラ等は写真を添付してください。

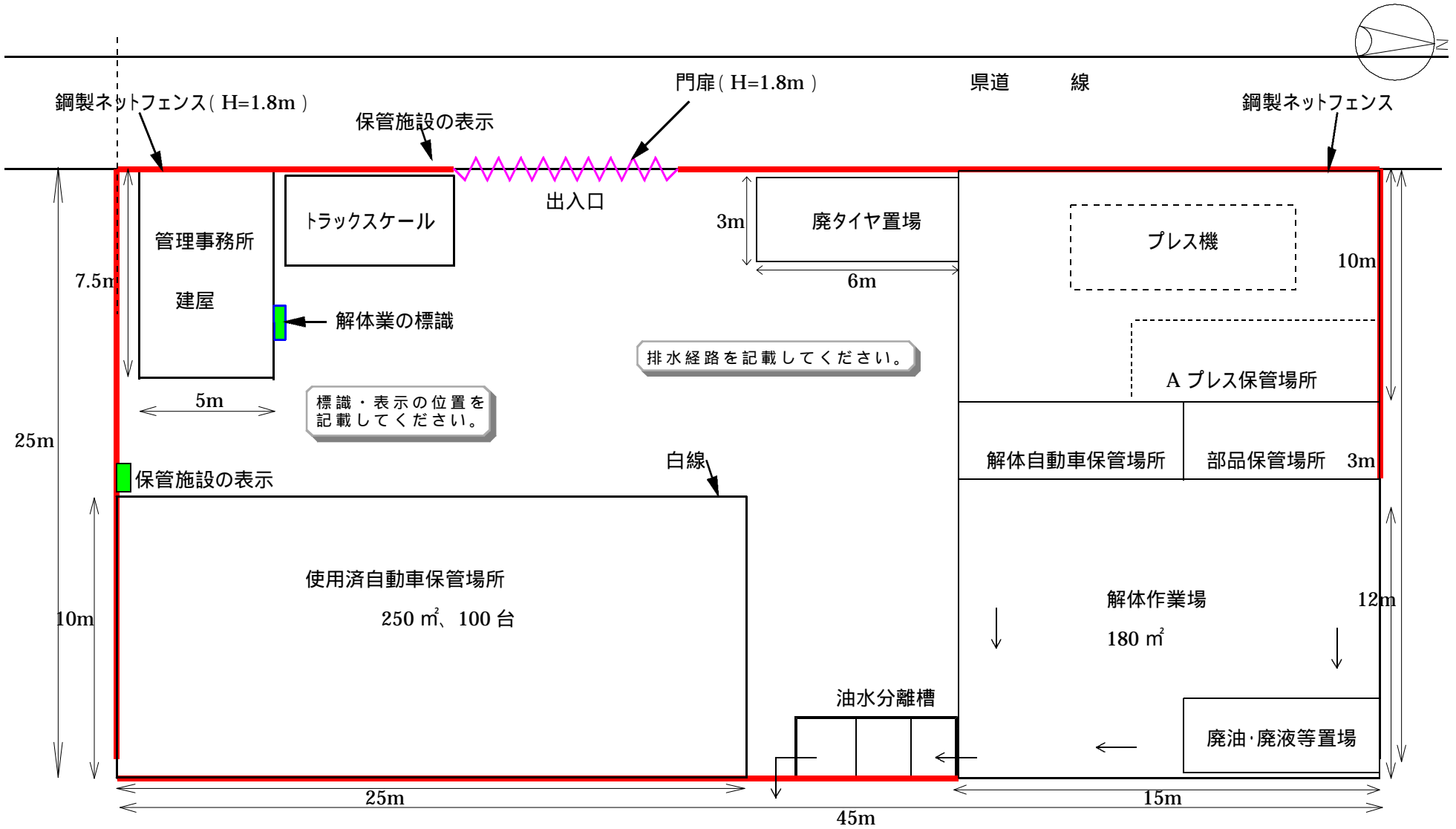
施設の写真

施設の名称	解体作業場(兼燃料抜取場所)
(写真を貼付)	
<p style="text-align: right;">長さ、面積、床面の状況等記載してください。</p>  <p style="text-align: center;">建屋内(屋根、壁有)</p>	

解体事業所以外での積替保管場所

事業所の名称及び所在地	
名 称	解体株式会社 工場
所 在 地	〒680-0001 市 町 丁目 番地 0857 - -
付近の見取図 及び配置図	別紙のとおり
面積及び保管上限	使用済自動車保管場所 面積: m^2 最大保管容量: 台
最大保管量の計算書	
<p>面積: m^2、2段積み 台数: 台(台 × 2段)</p> <p>保管能力の根拠を記載してください。</p> <p>囲いの状況(材質、構造、高さ等)を具体的に記載してください。</p> <p>囲い: 鉄板、高さ2m</p> <p>門扉の状況を記載してください。</p> <p>スライドドア (鉄製)</p> <p>出入口</p> <p>保管場所を区切る等具体的な保管方法を図示してください。</p> <p>床: 鉄筋コンクリート mm</p> <p>床面の状況を記載してください。</p>	

- (注) 1 付近の見取図及び場内の配置図を添付してください。
2 保管場所は写真を添付してください。



記載例

様式第五号(第六十条関係)

(第1面)

破砕業許可申請書

平成 年 月 日

鳥取県知事 殿

申請者
住所 鳥取県鳥取市東町 丁目 番地
氏名 商会株式会社 代表取締役 鳥吉
電話番号 0857- -

代表者
之印

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可を申請します。

事業の範囲

事業所の名称及び所在地

名称	商会株式会社 工場
所在地	〒680-0001 鳥取県鳥取市 町 丁目 番地 TEL 0857- -

事業の用に供する施設の概要

別紙のとおり

当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号

平成17年6月6日 第 2002002002 号

他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号、(申請中の場合にあっては、申請年月日)

都道府県・市名

許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)

鳥取県

20313001001(解体業)

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)

都道府県・市名

許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)

鳥取県

1001001001(中間処理)

申請時に、申請窓口で記入してください。

法人は法人登記簿謄本、個人は住民票の写しのとおりに記載してください。

- ・本県内に複数の事業所がある場合は、全て記載してください。
- ・事業所ごとに全て記載することとし、当該欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、事業の用に供する施設の概要(別紙1-1)を添付してください。

記載例

(第2面)

(第3面)

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	1. 商会株式会社廃車置場 鳥取市 町 丁目 番地 2. 商会株式会社米子廃残センター 米子市 町 丁目 番地
--	--

・本県内に複数の積替え・保管場所を有する場合、全て記載してください。

役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住 所
とりよし 鳥吉	代表取締役	鳥取県鳥取市東町
とりこ 鳥子	取締役	鳥取県鳥取市東町
とりお 鳥男	取締役	鳥取県鳥取市東町
くらよね 倉米	監査役	鳥取県鳥取市東町

ふりがなの記載漏れがないよう注意してください。

当該欄に全て記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

住民票、法人の登記簿謄本のとおりに記載してください。

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住 所

次の者がいる場合は、記載してください。
 ・本店又は支店の代表者(商人以外の者は、主たる事務所又は従たる事務所)
 ・継続的に業務を行うことが出来る施設を有する場所で、業に係る契約の締結権原を有する者

法定代理人の氏名(ふりがな) 氏名

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるときに記入すること。)

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は出資の金額
とりよし 鳥吉	鳥取県鳥取市東町 丁目 番地	100株
とりこ 鳥子	鳥取県鳥取市東町 丁目 番地	50株
とりお 鳥男	鳥取県鳥取市東町 丁目 番地	50株

標準作業書の記載事項	
自動車の保管方法	保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し、手順書により破砕前処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	生活環境の保全上支障がないように留意し、手順書により破砕前処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
排水処理施設の管理の方法(排水処理施設を設置する場合に限る。)	油水分離装置を適切に管理する。 簡潔に記載してください。
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	保管基準に従い、ASRが飛散・流出しないように適切に保管する。ASR以外の異物の混入がないよう区分して保管する。
解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車輛で処分基準に従い運搬する。
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	自社の運搬車輛でASR以外の異物の混入及びASRが飛散・流出しないよう処分基準に従い運搬する。
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を実施し、破損等がある場合は直ちに補修し、適切に管理する。油漏れ等がないことを確認する。
火災予防上の措置	燃料を取り扱う場所では火気厳禁とする。消火器を配置する。
手数料欄	

- 備考
- 1 印の欄は記入しないこと。
 - 2 印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地、及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

【破碎業】

事業計画及び収支見積書

平成 年 月 日作成

1 - 1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種を含む。）

解体業者から解体自動車を引取り、シュレディングマシンで破碎後、鉄、非鉄、ASRに分別する。一部解体自動車をプレスして鉄スクラップ原料とする。分別・処理した物品の扱いは次のとおり。

鉄……………電炉メーカーに売却

輸出業者に売却

非鉄金属…非鉄金属商社に売却

ASR…………自動車メーカー等の指定する引取場所に引渡し

各作業は別添フローのとおり

申請する事業計画を簡潔明瞭に記載してください。

業務時間	8時30分～17時	従業者数	20人	休業日	日曜日・祝祭日
------	-----------	------	-----	-----	---------

1 - 2 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	14年度実績 (3年前)	15年度実績 (2年前)	16年度実績 (1年前)	許可取得後 の年間計画
引取台数	20,000台	22,000台	24,000台	25,000台
主な引取先	×商事(株) 解体(株)	×商事(株) 解体(株)	×商事(株) 解体(株)	×商事(株) 解体(株)

1 - 3 破碎実績（圧縮のみも含む）

年 度	14年度実績 (3年前)	15年度実績 (2年前)	16年度実績 (1年前)
年間処理実績	20,000台	22,000台	22,000台
年間稼働日数	280日	280日	280日
平均処理実績	71台/日	79台/日	79台/日

1 - 4 破碎等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
100台/日	280日	28,000台

1 - 5 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	1,200台	保管量の上限	7,000m3
現在の保管量	1,000台	現在の保管量	22,000m3

【破碎業】

1 - 6 年間収支見積書

記載例

項	引取料、処分料を徴収した場合は「-」で記入してください。	前年度(平成 年) (決算月: 月)		今年度の見込み (決算月: 月)	
		年度計(千円)	1台当(円)	年度計(千円)	1台当(円)
売上高(全体)	ア (総売上収入)	276,000	32,000	524,000	20,000
売上原価	イ (解体自動車等購入費)	120,000	-5,000	75,000	3,000
その他の経費	ウ	269,100	33,150	235,800	9,000
うち廃棄物処理経費	エ	92,000	1,500	26,200	1,000
営業収益	オ = ア - イ - ウ	126,900	3,850	213,200	8,137
営業外損益	カ	-3,000	-1,200	-3,000	-115
経常利益	キ = オ + カ	123,900	2,650	210,200	8,023
解体自動車等年間引取台数	「損」の場合はマイナスで、「益」の場合はプラスで記載してください。	24,000 台		25,000 台	
解体自動車等年間処理台数	「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ってください。	23,000 台		26,200 台	

(参考)

(千円)

	前年度末	現在
負債総額(年度末残高)	100,000	100,000

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 解体自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。

2 - 1 不適正に大量に保管している解体自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類(全て記載)(注)	ASR 解体自動車
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	ASRは自社ダンプ(11t)により搬出。 解体自動車は自社で破碎処理
搬出先の所在地及び名称	ASR: 興業株(最終処分、市町丁目) 解体自動車は、破碎処理後、分別した金属については売却する。: 金属株(工場(市町))
搬出先での処理の方法	ASR:埋立処理、焼却 金属:溶融
年間搬出予定量(種類別)	ASR保管上限超過分 15,000m3 ASR総量 100,000m3
過去1年間の年間搬出実績(種類別)	ASR 78,500m3
改善完了予定年月日	平成18年3月31日
改善に係る予定費用	搬出費用 万円 処分費用 万円 販売費用 万円 計 万円
改善にかかる資金の調達先	自己資金

(注)解体自動車、ASR以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

【破碎業】

2 - 2 詳細収支見積書（許可取得後1年間）

記載例

(1) 総括表

		単 位	
自動車破碎業による利益	(2)表ア	千円	82,200
保管ASRに係る処分費用	(2)表イ	千円	225,000
差引		千円	-142,800
差引がマイナスの場合の対応			自己資金 100,000千円 借入金 42,800千円
(上記が借入金の場合の借入先)			銀行××支店

処分費を支払っている場合を想定。

(2) 収益の計算表

		単 位	
有用部品・有用金属売却益(1台当平均)	A	円	15,000
解体自動車等処分料金収入(1台当平均)	B	円	-3,000
ASR等処分費(1台当平均)	C	円	3,000
破碎作業工賃及び一般管理費(1台当平均)	C	円	6,000
新規引取解体自動車年間処理台数	D	台	25,000
新規引取使用済自動車当利益	$E = (A + B - C - C) \times D$	千円	75,000
保管解体自動車年間処理台数	F	台	1,200
保管解体自動車等利益	$G = (A - C - C) \times F$	千円	7,200
自動車破碎業による利益(ア)	$H = E + G$	千円	82,200
保管ASRに係る処分費用(イ)	I	千円	225,000

処分費を支払っている場合を想定。

(3) 単価(1台当平均)の算出方法

有用部品・有用金属売却益	(2)のAへ	円	昨年度実績 25,000円/台 × 0.6t/台 = 15,000円/t
解体自動車等引取料金	(2)のBへ	円	昨年度平均買取価格 3,000円/台
解体作業工賃及び管理費	(2)のCへ	円	前年度経費 138,000千円 / 23,000台 = 8,000円/台

- (注) 1 処分料を支払っている場合を想定。なお、売却している場合はプラスで計上する。
2 過去直近3年間の決算書(個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書)を添付する。

【破砕業】

2 - 2 詳細収支見積書（つづき）

詳細収支見積書附表

項 目	直近期の実績 (千円)	単 価		主な引取先、引渡先又は 売却先	備 考	
			単 位			
収入	廃棄物収集運搬手数料					
	解体自動車処分受託手数料	120,000	5,000	円/台		
	有用物・有用金属売却収入					
	鉄くず	345,000	20,000	円/台	製鋼(株)	25,000円/t×0.6t/台=15,000円/台
	⋮					
	⋮					
	その他					
	ASR引渡料金					
支出	解体自動車引取費用(注)					
	廃棄物処分委託手数料(計)	92,000	4,000			
	ASR	69,000	3,000	円/台	興業(株)	30,000円/t×0.1t/台=3,000円/台
	解体自動車					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
	⋮					
		その他の廃棄物	23,000	1,000		

- (注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。
 2 直近年について作成すること。
 3 解体自動車を解体業者等から処分委託手数料を徴収して引取っている場合は収入欄に、解体自動車を買取っている場合は支出欄に記載すること。

法第62条第1項（解体業者及び破碎業者）に該当しないことを誓約する書面

誓 約 書

許可申請者及びその役員、使用人は使用済自動車の再資源化に関する法律第62条第1項第2号イから又までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者 住 所 鳥取県
氏 名 鳥取 株式会社
代表取締役 鳥 吉 (印)
(法人にあつては、名称及び代表者名)

鳥取県知事 様

その他の書類の注意事項

事業計画書

- ・申請時点で廃車(使用済自動車)を20台以上保管している場合には、詳細な事業計画書を作成してください。併せて詳細収支見積書、資産に関する調書も作成してください。

事業の用に供する施設の概要書

- ・解体作業場等事業の用に供する全ての施設について、記載してください。また記載した全ての施設について、別紙により写真及び施設の概要を添付してください。

設計計算書

- ・各設備機器単位ごとの定格、寸法等の仕様が記載されているものを添付してください。
- ・処理能力の根拠が合理的に説明できるものを添付してください(算定根拠も含めて。)
- ・排水処理、防音等関連する事項についても十分説明しうるものを添付してください。

付近の見取り図

住宅地図等設置する場所、周辺の住宅等が明確にわかる図面を利用して作成してください。

施設・建屋の平面図、立面図、断面図、構造図

- ・主要な設備のみならず、処理に利用する全ての施設について、添付してください。
- ・ベルトコンベア等の複数の設備と組み合わせて設置する場合は、実際に設置した場合の施設全体の図面も添付してください。
- ・建屋については、処理施設を設置する建屋のほか、保管施設、その他付帯設備を設置する全ての建屋について、添付してください。

施設の配置図

- ・事業のように供する全ての施設について記載し、事業の用に供する施設の概要書と番号を整合させてください。
- ・汚水及び雨水について、敷地内及び敷地外における経路(水勾配)を、次の事項に留意の上、記載してください。
- ・排水路、油水分離槽等排水処理設備の設置場所を記載してください。
- ・廃棄物保管場所の表示位置を記載してください。

不動産登記法第17条規定の地図又は公図

- ・解体作業場、破砕施設を設置する事業場、保管施設等の位置を記載してください。

土地、建屋の登記事項証明書

- ・設置場所に係る全ての土地、解体業及び破砕業の用に供する建屋すべてについて、添付してください。なお、証明日は、申請から3か月以内のものとしてください。

土地、施設、建屋の使用承諾書等

- ・土地、施設及び建屋について、所有権を有しない場合に、添付してください。また、進入路が私道等の場合には、進入路に係る書類も添付してください。

許可について

1 許可基準

許可は、参考資料に記載の許可基準に適合していなければ、許可になりません。このため、許可申請に際して、この許可基準をあらかじめ満足させておくことが必要ですので、申請書を提出する前に、許可基準に適合しているか自ら確認してください。

なお、解体業、破砕業の再資源化基準への適合状況も申請書審査時に確認しますので、標準作業書の記載内容が各再資源化基準に適合しているかも併せて確認してください。

2 許可証の交付

許可等の処分がなされたときは、特に申し出がない場合は、申請者の住所へ郵便又は宅配便にて送付します。

許可証が到着した場合は、許可証に記載の内容を確認してください。なお、許可証に記載間違いがあった場合は、申請書を提出した総合事務所へ連絡してください。

なお、解体業、破砕業の許可証に記載の許可番号は、次のルールにより付されています。

解体業、破砕業の許可証に記載の許可番号について

許可証の右上には、許可番号として 11 桁の番号が付されています。

その構成は次のとおりとなっています。

- ・自動車リサイクル法を示す番号を「2」とします。
- ・都道府県の番号として 3 桁の番号を付す。(鳥取県: 031)
- ・業の種類を示す番号として 1 桁(別表 1)を付す。
- ・登録・許可業者の固有番号 6 桁を付すが、考え方は次のとおりとする。

【登録・許可番号の構成】

2 0 3 1 1 0 4 1 0 0 1

固有番号

04 : 登録・許可年度の西暦(2004)の下二桁
1 : 総合事務所番号(別表 2)
001 : 通し番号

業の種類を示す番号(別表 1)

鳥取県番号(031)

自動車リサイクル法を示す番号(2)

別表 1

引取業		1
フロン類回収業		2
解体業		3
破砕業	破砕前処理のみ	4
	破砕処理のみ	5
	破砕前処理及び破砕	6

別表 2

東部総合事務所	1
中部総合事務所	2
西部総合事務所	3
日野総合事務所	4

許可後の必要手続き

1 更新許可の手続き

- (1) 許可の有効期間は 5 年です。許可証に記載してある有効年月日を過ぎると許可は失効します。このため、有効期間後も引き続いて業務を行おうとする場合は、更新許可の申請が必要です。
- (2) 更新許可の手続きは、許可期限の 2 か月前を目安に行ってください。(更新の案内は、ありませんので、注意してください。)
- (3) 更新に関する許可基準は、新規に許可を取得しようとする者に対する基準と同じになります。

2 変更許可の手続き

破砕業において、次のように事業の範囲を変更しようとする場合には、あらかじめ変更許可を受ける必要があります。

- (1) 破砕前処理のみ 破砕前処理 + 破砕
- (2) 破砕処理のみ 破砕前処理 + 破砕

3 変更の届出

45 ページ「解体業、破砕業関係変更届出事項・必要書類一覧」に示す事項について変更したときは、変更の日から 30 日以内に、変更届出書を提出していただく必要があります。

4 廃止の届出

事業の全部若しくは一部を廃止した場合は、廃止の日から 30 日以内に廃止届出書を提出していただく必要があります。

参 考 资 料

確認欄 内容

1	解体業、破砕業許可申請書
	(1) 申請者
	・氏名・住所が住民票(法人は、登記簿謄本)の内容と一致しているか。
	・押印はあるか。
	(2) 事業の範囲(破砕業のみ)
	・破砕前処理のみ、破砕処理のみ又はその両方が記載されているか。
	(3) 事業所の名称
	(4) 事業所の所在地
	(5) 事業の用に供する施設の概要
	・申請書に記載できない場合、別紙は添付しているか。
	(6) 業を行おうとする事業所以外の場所で、使用済自動車等の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限
	・申請書に記載できない場合、別紙は添付しているか
	(7) 既に解体業又は破砕業の許可を有している場合は、その許可番号
	(8) 他に廃棄物処理法に基づく処理業の許可を有している場合は、その許可番号
	(9) 役員、使用人、法定代理人、株主等
	・氏名・住所が住民票等と一致しているか。
	・役員は、登記簿謄本の内容と一致しているか。
	・ふりがなは記載してあるか。
	・発行済み株式の総数、出資の額は登記簿謄本の内容と一致しているか。
2	事業計画書
	・記載もれはないか。
	・計算に間違いはないか
3	収支見積書
	・記載もれはないか。
	・計算に間違いはないか。
4	事業の用に供する施設の概要書
	(1) 事業所の名称及び所在地
	(2) 施設名
	(3) 番号等
	・施設の配置図(7)どおりに番号が記載されているか。
	(4) 面積・保管量等
	・最大保管量を記載しているか。
5	・全ての保管施設について、記載しているか。
	・保管場所の図面(平面図)は添付してあるか。
	・保管能力の根拠(計算式)を記載してあるか。
	・施設の配置図(7)に記載の と整合が取れているか。
6	施設付近の見取図
7	施設の配置図
	・処理施設・保管施設を、わかりやすく記載しているか。
	・囲い、雨水排水路(水勾配)、排水処理設備(油水分離槽等)、表示の設置位置は記載されているか。
8	施設・建屋の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書
	・処理に使用するすべての施設(保管施設、付帯設備)について、図面を添付しているか。
	・複数の設備と組み合わせて使用する場合は、施設全体の図面を添付しているか。
	・設計計算書は、各設備機器単位ごとの定格、寸法等の使用が記載されているか。
	・設計計算書は、処理能力の根拠が合理的に説明できているか。
	・設計計算書は、排水処理、防音等関連する事項についても十分説明されているか。
9	不動産登記法第 17 条規定の地図又は公図
	・公図の写しと設置計画地との位置関係を明示しているか。
	・処理施設、保管施設、事業場の位置を記載しているか。
10	土地、建屋の登記簿謄本
	・3 か月以内のものか。
	・申請書に記載のすべての土地、業の用に供する建屋について整備しているか。
11	土地、施設、建屋の使用承諾書
	・使用期間が過ぎていないか。

	・施設進入路に係る書類は整備されているか。
12	標準作業書 ・記載漏れはないか。 ・内容に間違いはないか。
13	定款又は寄付行為
14	申請法人の登記簿謄本 ・3か月以内のものか。
15	申請者の住民票、登記事項証明書、申告書、外国人登録証明書(外国人) ・3か月以内のものか。 ・住民票は、本籍の記載があるものか。
16	法定代理人の住民票、登記事項証明書、申告書、外国人登録証明書(外国人) ・3か月以内のものか。 ・住民票は、本籍の記載があるものか。
17	役員の住民票、登記事項証明書、申告書、外国人登録証明書(外国人) ・すべての役員について、添付しているか。 ・3か月以内のものか。 ・住民票は、本籍の記載があるものか。
18	株主等の住民票、登記事項証明書、申告書、外国人登録証明書(外国人) ・すべての株主等について、添付しているか。 ・3か月以内のものか。 ・住民票は、本籍の記載があるものか。
19	株主等の登記簿謄本 ・3か月以内のものか。
20	使用人の住民票、登記事項証明書、誓約書、外国人登録証明書(外国人) ・3か月以内のものか。 ・住民票は、本籍の記載があるものか。
21	法人税の納税証明書 ・直前3年分を整備しているか。
22	賃借対照表 ・直前3年分を整備しているか。 ・債務超過となっている場合は、対応が示されているか。
23	損益計算書 ・直前3年分を整備しているか。
24	確定申告書(写) ・直前3年分を整備しているか。
25	確定申告書の「所得金額に関する明細書」 ・直前3年分を整備しているか。
26	資産調書
27	所得税の納税証明書 ・直前3年分を整備しているか。

解体施設、破砕施設設置に係る主な関係法令相談窓口

解体業、破砕業のように供する施設を設置するに当たり、自動車リサイクル法以外にも法律等に基づく手続が必要になる場合がありますので、以下の相談窓口で確認してください。

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

法律名	関係条文(必要手続き等)	相談窓口
国土利用計画法	第 23 条(権利の移転等の届出)	各市町村役場
都市計画法	第 29 条(開発行為許可申請)	鳥取市・米子市・倉吉市の各市役所、湯梨浜町・三朝町・琴浦町の各町役場 上記以外の市町村:各総合事務所地方県土整備局
公有水面埋立法	第 2 条(埋立の免許)	県庁空港港湾課(港湾(境港以外)、漁港)、境港管理組合(境港のみ)、県庁河川課(港湾、漁港以外)
建築基準法	第 6 条(建築確認申請)	特定行政庁(鳥取市・米子市の各市役所、東部総合事務所地方県土整備局、中部総合事務所県土整備局、西部総合事務所県土整備局)
	第 51 条(ただし書き許可申請)	
農地法	第 4 条(転用許可申請・届出)	市町村農業委員会
	第 5 条(転用目的での権利移動の許可申請・届出)	
農業振興地域の整備に関する法律	第 13 条(農業振興地域整備計画の変更)	各市町村役場
	第 15 条の 15(開発行為の許可申請)	
海岸法	第 7 条(海岸保全区域の占用許可申請)	鳥取地方県土整備局、中部総合事務所県土整備局、西部総合事務所県土整備局
	第 8 条(海岸保全区域の開発行為の許可申請)	
港湾法	第 37 条(港湾区域・港湾隣接地域の工事等の許可申請)	県庁空港港湾課
	第 38 条の 2(臨港地区内における行為の届出)	
道路法	第 32 条(道路の占用の許可申請)	道路管理者(国土交通省鳥取工事事務所・倉吉工事事務所、各県土整備局、各市町村役場)
漁港漁場整備法	第 39 条(工作物建設等の許可)	県庁空港港湾課
河川法	第 24 条(河川区域の占有許可申請)	河川管理者(国土交通省鳥取河川国道事務所・倉吉河川国道事務所・日野川河川事務所、各地方県土整備局、各総合事務所県土整備局、各市町村役場)
	第 26 条(河川区域の工作物の新築等の許可申請)	
	第 27 条(河川区域の土地の掘削等の許可申請)	
	第 55 条(河川保全区域における行為の許可申請)	
	第 57 条(河川予定地における行為の許可申請)	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第 7 条(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可申請)	各総合事務所県土整備局
地すべり等防止法	第 18 条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	各総合事務所県土整備局
砂防法	第 4 条(砂防指定地における行為の許可申請)	各総合事務所県土整備局
森林法	第 10 条の 2(開発行為の許可)	各総合事務所農林局
	第 27 条(保安林の指定解除申)	

	請) 第 34 条 (保安林における立木伐採の許可申請)	
土地改良法施行令	第 59 条 (他目的への使用等承認申請)	各地区土地改良区
土地区画整理法	第 76 条 (土地区画整理事業施行地域内における行為の許可申請)	各市町村役場
文化財保護法	第 57 条の 2 (周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出)	各市町村教育委員会
	第 80 条 (現状変更等の許可申請)	
自然公園法	第 13 条 (特別地域における行為の許可申請)	県庁公園自然課
	第 26 条 (普通地域における行為の届出)	
自然環境保全部	第 25 条 (特別地区における行為の許可申請)	各総合事務所生活環境局
	第 27 条 (海中特別地区における行為の許可申請)	
	第 28 条 (普通地区における行為の届出)	
都市公園法	第 6 条 (都市公園の占用の許可申請)	各総合事務所県土整備局
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第 29 条 (特別保護地区における行為の許可申請)	各総合事務所生活環境局
消防法	第 9 条の 2 (圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出)	各広域行政管理組合消防局
	第 11 条 (危険物貯蔵所等の設置許可申請)	
国有財産法	第 8 条 (国有財産の引継: 国有財産の用途廃止申請)	各市町村
高圧ガス保安法	第 16 条・第 17 条の 2 (高圧ガスの貯蔵の許可申請・届出)	県庁消防課
電気事業法	第 53 条 (自家用電気工作物の使用の開始の届出)	中国経済産業局電力・ガス事業部電力安全課
大気汚染防止法	第 6 条 (ばい煙発生施設の設置の届出)	各総合事務所生活環境局
水質汚濁防止法	第 5 条 (特定施設の設置の届出)	〃
騒音規制法	第 6 条 (特定施設の設置の届出)	各市町村役場
振動規制法	第 6 条 (特定施設の設置の届出)	各市町村役場
ダイオキシン類対策特別措置法	第 12 条 (特定施設の設置の届出)	各総合事務所生活環境局
下水道法	第 11 条の 2 (使用の開始等の届出)	各市町村役場
	第 12 条の 3 (特定施設の設置等の届出)	
鳥取県景観形成条例	第 11 条 (景観形成地域における特定行為の届出)	各総合事務所生活環境局、各総合事務所地方県土整備局

上記関係法令は、破砕業に係る産業廃棄物処理施設の設置に関連する主なものを掲載しており、設置する施設の種類、規模等によっては対象とならない場合があります。また、上記以外の関係法令・条文が適用される場合があります。

解体施設、破砕施設設置に係る主な関係法令チェックシート

法律名	関係条文(必要手続き等)	手続き必要性の有無	確認年月日・確認先	手続き状況
国土利用計画法	第 23 条(権利の移転等の届出)			
都市計画法	第 29 条(開発行為許可申請)			
公有水面埋立法	第 2 条(埋立の免許)			
建築基準法	第 6 条(建築確認申請)			
	第 51 条(ただし書き許可申請)			
農地法	第 4 条(転用許可申請・届出)			
	第 5 条(転用目的での権利移動の許可申請・届出)			
農業振興地域の整備に関する法律	第 13 条(農業振興地域整備計画の変更)			
	第 15 条の 15 (開発行為の許可申請)			
海岸法	第 7 条(海岸保全区域の占用許可申請)			
	第 8 条(海岸保全区域の開発行為の許可申請)			
港湾法	第 37 条(港湾区域・港湾隣接地域の工事等の許可申請)			
	第 38 条の 2 (臨港地区内における行為の届出)			
道路法	第 32 条(道路の占用の許可申請)			
漁港法	第 39 条(工作物建設等の許可)			
河川法	第 24 条(河川区域の占有許可申請)			
	第 26 条(河川区域の工作物の新築等の許可申請)			
	第 27 条(河川区域の土地の掘削等の許可申請)			
	第 55 条(河川保全区域における行為の許可申請)			
	第 57 条(河川予定地における行為の許可申請)			
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第 7 条(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可申請)			
地すべり等防止法	第 18 条(地すべり防止区域における行為の許可申請)			
砂防法	第 4 条(砂防指定地における行為の許可申請)			
森林法	第 10 条の 2 (開発行為の許可)			
	第 27 条(保安林の指定解除申請)			
	第 34 条(保安林における立木伐採の許可申請)			
土地改良法施行令	第 59 条(他目的への使用等承認申請)			
土地区画整理法	第 76 条(土地区画整理事業施行地域内における行為の許可申請)			
文化財保護法	第 57 条の 2 (周知の埋蔵文化財)			

	包蔵地の発掘の届出)			
	第 80 条 (現状変更等の許可申請)			
自然公園法	第 13 条 (特別地域における行為の許可申請)			
	第 26 条 (普通地域における行為の届出)			
自然環境保全法	第 25 条 (特別地区における行為の許可申請)			
	第 27 条 (海中特別地区における行為の許可申請)			
	第 28 条 (普通地区における行為の届出)			
都市公園法	第 6 条 (都市公園の占用の許可申請)			
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第 29 条 (特別保護地区における行為の許可申請)			
消防法	第 9 条の 2 (圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出)			
	第 11 条 (危険物貯蔵所等の設置許可申請)			
国有財産法	第 8 条 (国有財産の引継: 国有財産の用途廃止申請)			
高圧ガス保安法	第 16 条・第 17 条の 2 (高圧ガスの貯蔵の許可申請・届出)			
電気事業法	第 53 条 (自家用電気工作物の使用の開始の届出)			
大気汚染防止法	第 6 条 (ばい煙発生施設の設置の届出)			
水質汚濁防止法	第 5 条 (特定施設の設置の届出)			
騒音規制法	第 6 条 (特定施設の設置の届出)			
振動規制法	第 6 条 (特定施設の設置の届出)			
ダイオキシン類対策特別措置法	第 12 条 (特定施設の設置の届出)			
下水道法	第 11 条の 2 (使用の開始等の届出)			
	第 12 条の 3 (特定施設の設置等の届出)			
鳥取県景観形成条例	第 11 条 (景観形成地域における特定行為の届出)			

解体業の許可の基準

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

条文	項 号	記 載 内 容 等	
法第 62 条	1	都道府県知事は解体業の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。	
	1	その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして環境省令(規則第 57 条)で定める基準に適合するものであること。	
規則第 57 条	1	施設に係る基準	
		イ	使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。
		ロ	解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合には、当該場所がイに掲げるもののほかに掲げる要件を満たすこと。 ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収すること等必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りではない。 ----- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 ----- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。
		ハ	解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油(自動車の燃料に限る。)を回収する場合には、当該場所が次に掲げる要件を満たすこと。 ----- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 ----- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。
		ニ	次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。 ----- (1) 使用済自動車から廃油(自動車の燃料を除く。)及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りではない。 ----- (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 ----- (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りではない。 ----- (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。
		ホ	解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合には、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りではない。 ----- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 ----- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水がかからないようにするための設備を有すること。
		2	解体業許可申請者の能力に係る基準
		イ	次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。 ----- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法 ----- (2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法 ----- (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。) ----- (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)

			(5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理の方法
			(6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
			(7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
			(8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
			(9) 火災予防上の措置
		□	事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。
法第 62 条	1	2	申請者が次のいずれにも該当しないこと。
		イ	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
		ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
		ハ	この法律、廃棄物処理法、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令(政令第 6 条)で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 31 条第 7 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
		ニ	第 66 条(第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)
		ホ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
		ヘ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
		ト	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
		チ	法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
		リ	法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
		ヌ	個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

政令第 5 条

法第 61 条第 1 項第 3 号、第 62 条第 1 項第 2 号チ及びヌ並びに第 68 条第 1 項第 4 号に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

政令第 6 条

法第 62 条第 1 項第 2 号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- 二 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- 三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)
- 四 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- 五 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
- 六 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成 4 年法律第 108 号)
- 八 ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)

破砕業の許可の基準

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

条文	項 号	記 載 内 容 等	
法第 69 条	1	都道府県知事は破砕業の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。	
	1	その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして環境省令(規則第 62 条)で定める基準に適合するものであること。	
規 則 第 62 条	1	施設に係る基準	
		イ	みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。
		ロ	解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。
		ハ	解体自動車の破砕を行う場合には、次のとおりであること。 ----- (1) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合は、産業廃棄物処理法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による許可を受けている施設であること。 ----- (2) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合は、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。
		ニ	解体自動車の破砕を行う場合には、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。 ----- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 ----- (2) 自動車破砕残さの保管に伴い、汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝(以下、「排水処理施設等」という。)が設けられていること。 ----- (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。 ----- (4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。
		2	破砕業許可申請者の能力に係る基準
		イ	次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。 ----- (1) 解体自動車の保管の方法 ----- (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合には、解体自動車の破砕前処理の方法 ----- (3) 解体自動車の破砕を行う場合には、解体自動車の破砕の方法 ----- (4) 排水処理施設の管理の方法(排水処理施設を設置する場合に限る。) ----- (5) 解体自動車の破砕を行う場合、自動車破砕残さの保管の方法 ----- (6) 解体自動車の運搬の方法 ----- (7) 解体自動車の破砕を行う場合、自動車破砕残さの運搬の方法 ----- (8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 ----- (9) 火災予防上の措置
		ロ	事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。
	法第 69 条	1 2	申請者が次のいずれにも該当しないこと。
			イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

口	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
ハ	この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令（政令第 6 条）で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、第 31 条第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
ニ	第 66 条（第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
ホ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとするに足りる相当の理由がある者
ヘ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
ト	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
チ	法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
リ	法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
ヌ	個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

政令第 5 条

法第 61 条第 1 項第 3 号、第 62 条第 1 項第 2 号チ及びヌ並びに第 68 条第 1 項第 4 号に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

政令第 6 条

法第 62 条第 1 項第 2 号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 二 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
- 四 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 五 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- 六 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）
- 八 ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）

法 律	省 令
<p>(解体業者の引取義務) 第 15 条 解体業者は、引取業者から第 10 条の使用済自動車の引取りを求められ、又はフロン類回収業者から前条の使用済自動車の引取りを求められたときは、省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。</p> <p>(解体業者の再資源化実施義務等) 第 16 条 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。</p> <p>2 前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として省令で定める基準に従い、行わなければならない。</p> <p>3 解体業者は、第 1 項に規定する引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から指定回収物品を回収し、第 21 条の規定により特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に当該指定回収物品を引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第 22 条第 1 項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。</p> <p>4 解体業者は、第 1 項に規定する引き取った使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者又は破砕業者に当該使用済自動車に係る解体自動車を引き渡さなければならない。ただし、解体自動車全部利用者(解体自動車を引き取り、当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法その他の残さを発生させないものとして省令で定</p>	<p>(解体業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由) 第 4 条 法第 15 条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難であること。 二 当該使用済自動車に異物が混入していること。 三 当該使用済自動車の引取りにより当該解体業者が行う使用済自動車の適正な保管に支障が生じること。 四 当該使用済自動車の引取りの条件が使用済自動車に係る通常の取引の条件と著しく異なるものであること。 五 当該使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。 <p>(解体業者による再資源化に関する基準) 第 9 条 法第 16 条第 2 項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 部品、材料その他の有用なものを回収することができる」と認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。 二 使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯(以下「鉛蓄電池」という。)を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。 三 技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの(鉛蓄電池等を除く。)を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。 四 前二号の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を行うまでの間(当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合、当該引き渡しを行うまでの間)、適正に保管するよう努めること。 <p>(解体自動車の全部を利用する方法) 第 10 条 法第 16 条第 4 項の主務省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法 二 当該解体自動車の全部を製品の原料として利用するも

<p>める方法によりこれを利用する者をいう。以下同じ。)に引き渡す場合は、この限りではない。</p> <p>5 解体業者は、前項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面として省令で定めるものをその引き渡しの日から省令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>6 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を自ら行わないときは、速やかに、他の解体業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。</p> <p>7 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定は、解体業者が引き取った解体自動車の解体について準用する。</p>	<p>のとして輸出する方法</p> <p>(解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書類)</p> <p>第 11 条 法第 16 条第 5 項の主務省令で定める書面は、法第 16 条第 4 項ただし書又は第 18 条第 2 項ただし書の規定により解体業者又は破砕業者から解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者が作成した書面であって、次に掲げる事項を記載したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該解体業者又は破砕業者の氏名又は名称 二 当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称 三 当該解体自動車全部利用者が当該解体自動車を引き取った年月日 四 当該解体自動車の車体番号 <p>(解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面の保存期間)</p> <p>第 12 条 法第 16 条第 5 項(同条第 7 項及び法第 18 条第 8 項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める期間は、5 年とする。</p>
---	---

法 律	省 令
<p>(破砕業者の引取義務) 第 17 条 破砕業者は、解体業者から前条第 4 項の解体自動車の解体自動車の引取りを求められたときは、省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならない。</p> <p>(破砕業者の再資源化実施義務等) 第 18 条 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。</p> <p>2 破砕業者は、前項の破砕前処理を行ったときは、自ら破砕前処理を行った後にその解体自動車の破砕を行う場合を除き、他の破砕業者(破砕前処理のみを業として行う者を除く。)に当該解体自動車を引き渡さなければならない。ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りでない。</p> <p>3 破砕業者(破砕前処理のみを業として行う者を除く。)は、他の破砕業者(破砕前処理のみを業として行う者に限る。)から前項の解体自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならない。</p> <p>4 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態ににすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。</p> <p>5 前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。</p> <p>6 破砕業者は、第 4 項の破砕を行ったときは、第 21 条の規定により特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第 22 条第 1 項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。</p>	<p>(解体業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由) 第 4 条 法第 17 条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。</p> <p>一 天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難であること。</p> <p>二 当該解体自動車に異物が混入していること。</p> <p>三 当該解体自動車の引取りにより当該破砕業者が行う解体自動車の適正な保管に支障が生じること。</p> <p>四 当該解体自動車の引取りの条件が解体自動車に係る通常の取引の条件と著しく異なるものであること。</p> <p>五 当該解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。</p> <p>(破砕業者による破砕前処理に関する基準) 第 14 条 法第 18 条第 1 項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。</p> <p>(解体業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由) 第 4 条 法第 17 条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。</p> <p>一 天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難であること。</p> <p>二 当該解体自動車に異物が混入していること。</p> <p>三 当該解体自動車の引取りにより当該破砕業者が行う解体自動車の適正な保管に支障が生じること。</p> <p>四 当該解体自動車の引取りの条件が解体自動車に係る通常の取引の条件と著しく異なるものであること。</p> <p>五 当該解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。</p> <p>(破砕業者による再資源化に関する基準) 第 16 条 法第 18 条第 5 項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。</p> <p>二 自動車破砕残さに異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと。</p>

- 7 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕及び破砕前処理を自ら行わないときは、速やかに、他の破砕業者に当該解体自動車を引き渡さなければならない。
- 8 第 16 条第 5 項の規定は、破砕業者が第 2 項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときについて準用する。

(解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書類)

第 11 条 法第 16 条第 5 項の主務省令で定める書面は、法第 16 条第 4 項ただし書又は第 18 条第 2 項ただし書の規定により解体業者又は破砕業者から解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者が作成した書面であって、次に掲げる事項を記載したものとする。

- 一 当該解体業者又は破砕業者の氏名又は名称
- 二 当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- 三 当該解体自動車全部利用者が当該解体自動車を引き取った年月日
- 四 当該解体自動車の車体番号

(解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面の保存期間)

第 12 条 法第 16 条第 5 項(同条第 7 項及び法第 18 条第 8 項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める期間は、5 年とする。

解体業・破砕業関係変更届出事項・必要書類一覧

書類	変更事項	氏名 (個人)	名称 (法人)	住所	法定 代理人	役員 (法人)	株主等 (法人)	使用人	事業所等 の所在地 ¹	事業の用 に供する 施設 ²	保管 施設 ³	標準 作業書
変更届出書												
事業の用に供する施設												
施設付近の見取図												
施設の配置図												
施設の平面図等												
不動産登記法第 17 条規定の地図、 公図												
土地の登記簿謄本												
施設・土地の使用承諾書												
標準作業書												*4
定款又は寄付行為												
法人の登記簿謄本												
住民票												
登記事項証明書												
外国人登録証明書(外国人)												
誓約書												

1：現在地とは別に、解体施設、破砕施設を新たに設置する場合

2：現在地の解体施設、破砕施設を変更する場合。変更のあった書類のみ提出してください。

3：現在地とは別に、新たに保管施設を設置する場合

4：標準作業書の変更事項を申請書に記載できない場合は標準作業書の写しを添付してください。



古紙配合率100%再生紙を使用しています